

「戸田市障がいによる差別のない共生社会づくり条例（案）」についてのご意見に対する回答

* 貴重なご意見ありがとうございました *

案 件 名 戸田市障がいによる差別のない共生社会づくり条例（案）
について

意見募集期間 令和5年12月13日（水）から 令和6年1月12日（金）まで

パブリック・コメントとしてご意見を募集した結果、2名の方から2件のご意見をいただきました。いただいたご意見の内容と、それに対する市の考え方を次のとおり公表いたします。

【ご意見の概要とご意見に対する市の考え方】

	ご意見の内容	市からの回答（対応）
1	<p>公共の領域にとどまらず、民間または私的な領域にも効果が行き届く施策を期待しています。</p> <p>私は、成人してから就労するまでのあいだに、障がい（ASD）があると分かりましたが、現在公共の領域（戸田市内）で、私が不便を被ることは少ないです。</p> <p>しかし、私的な領域（家庭内など）では、障がいのある人と接するために必要な各種要素が不足していると感じることもあります。かくいう私自身、職場で障がいのある人と接するときに、困難や勉強不足を感じることもあります。</p> <p>したがって、条例については、民間または私的な領域にも効果が行き届く施策を期待しています。</p>	<p>条例には、市民の皆様や市内事業者の皆様の理解促進を図ることや、それぞれの役割についても明記しております。</p> <p>障がいや障がいのある人に関する理解促進を図っていくため、広く周知・啓発にかかる取組を行うとともに、関係事業者との連携を強め、より効果的な施策を推進してまいります。</p>

<p>2</p>	<p>◎タイトルについて</p> <p>条例タイトルにある「障がい」の言葉の中には、2つの意味が込められていると考えます。1つは、障がい者の持つ障害です。障がい者の持つ障がいによって差別されると読み取ることができます。障がい当事者としては、そのように捉えられてしまうと気持ちの良いものではありません。</p> <p>もう1つは、ハード面の障壁についてです。現在の店舗等は、ハード面の整備が不十分なために、それが障がいであり差別であると感じる人がいるケースです。この条例のタイトルは、この二つの概念が込められているので混乱を避けるため、「障がいによる」という文言をなくすか、障壁が差別を生むことをはっきり明記する必要があると考えますがいかがでしょうか。</p>	<p>この条例は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の改正の流れから、この法律の趣旨である「障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進すること」を内容に含んでおります。</p> <p>本市の他の複数の共生社会に関する条例と区別し、内容や目的が伝わりやすい条例名に整えていきたいと考えております。</p>
----------	---	---